

仕 様 書

1. 件 名 令和 8 年度乳歯検体前処理・分析データ工程管理システムの運用保守業務
2. 業務契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
3. 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4. 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）が平成 22 年度より開始され、NIES は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター（以下「コアセンター」という。））としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で 10 万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを対象として追跡する出生コホート調査である。コアセンターでは、参加者（子ども）から送付され保管されている乳歯検体について、切断、研磨、包埋等の前処理とレーザーアブレーション誘導結合プラズマ質量分析装置（LA-ICP-MS/MS）による元素分析を行っている。乳歯検体は参加者から提供される貴重な生体試料であり、前処理と分析によって得られる画像や分析データ等の情報は令和 3 年度に導入した「乳歯検体前処理・分析データ工程管理システム（Waters 製※）」によって管理されている。本システムについては、令和 7 年度にクラウド環境に移行し、運用されている。本業務は、当該システムの安定運用及び保守を目的とするものである。

※下記製品をカスタマイズしたものの。

<https://www.waters.com/waters/NuGenesis-Lab-Management-System/nav.htm?cid=10067099>

5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、乳歯検体前処理・分析データ工程管理システムは、令和 7 年度時点において、NIES が別途調達したクラウドサービス（Amazon Web Services : AWS）上で稼働している。本業務の請負者は、現行の運用・保守事業者から当該システムを引継ぎ、運用管理を行う。また、本契約期間中におけるクラウドサービスの調達は請負者が実施し、クラウドサービス利用料等は請負者の負担とする。

5.1. クラウド環境の運用保守業務

- (1) 以下の内容を含む運用保守実施計画書を作成すること。
全体目標、運用体制、役割分担、スケジュール、コミュニケーション、作業内容等
- (2) NIES 担当者からの問合せをメールや電話等で受け付けること。
- (3) クラウドサービスの提供時間は発注者の指示に従うものとし、障害時の復旧時間は原則 24 時間以内とする。
- (4) 契約期間中、必要に応じてストレージ容量の変更や設定変更の対応を行うこと。
- (5) NuGenesis に関連する内容について、Waters 社へ問い合わせる必要がある場合は、請負者が行うこと。
- (6) サイトのバックアップを行うこと。バックアップ取得時点でのシステムを復元することが可能であること。
- (7) サーバへのアクセスログ等を取得し保持すること。不正利用、不正侵入、情報漏えい等のログ分析支援を行うこと。また、依頼があった場合には提供すること。
- (8) 重要トラブルが発生した場合は、速やかに対処した上で、状況確認・原因分析を実施し、概要・経緯・影響範囲・原因・再発防止策を含む調査報告書を提出すること。
- (9) 設定変更がある場合は、関連ドキュメント類を更新すること。

5.2. 障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応

- (1) 請負者は、情報システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに厚生労働省に報告し、緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時運用業務（障害検知、発生箇所の切り分け、保守事業者への連絡、復旧確認、報告等）を行うこと。
- (2) 請負者は、障害の分析（原因、影響度、再発可能性等）を行い、恒久的対応策を提案すること。
- (3) 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況の報告後に、NIES 担当者の指示に従い、情報システム運用継続計画に基づく業務を実施すること。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

5.3. 運用・保守に係る作業の改善提案

契約期間内に運用保守実績を取りまとめ、システム接続や復旧等に関する改善提案を行うこと。

5.4. 業務内容の引継ぎ

- (1) 請負者は、現行運用・保守事業者からの引継ぎ事項について、NIES 担当者から引継

ぎを受けること。

- (2) 契約終了時には、本業務に係る後任の事業者及び NIES 担当者に対して、業務の引継ぎを行うこと。対象システムの運用保守業務に支障が生じないように、契約期間終了日までに実施すること。

5.5. 修正及び調整

システム内で不具合が発生した場合、NIES 担当者の指示のもと調査を実施し、ソフトウェア要因かクラウド環境設定要因かを判断し、必要に応じてソフトウェア管理者（Waters 社）と連携して問題解決を図ること。

5.6. 情報の抹消作業

機器等を交換、更新する場合や運用を終了する場合には、全情報を復元できないよう抹消すること。情報の消去・除去・物理的破壊等に係る作業実施計画書を作成し、承認を得て実施する。作業完了後は完了報告書を提出すること。

5.7. 作業手順、進捗状況の報告

請負者は、5.1 から 5.6 までの業務に伴い、以下の期間内に報告書等を作成し、NIES 担当者が指定する共有フォルダ（BOX）を通じて提出すること。

- ・運用保守実施計画書（契約締結後 15 営業日以内）
- ・設計書や各種マニュアル等のドキュメント類（各更新から 15 営業日以内）
- ・サーバへのアクセスログ等（NIES の依頼に応じて）
- ・調査報告書（重要トラブル発生時）
- ・運用・保守に係る作業の改善提案（契約期間内）
- ・業務引継書（契約期間内）
- ・情報の消去・除去・物理的破壊等に係る作業実施計画書及び作業完了報告書（発生に応じて）
- ・会議議事録（会議から 10 営業日以内）

6. 便宜供与

円滑な業務遂行のため、クラウド上で運用されている「乳歯検体前処理・分析データ工程管理システム」に請負者がリモートアクセスする必要がある場合、NIES は業務に必要な範囲でそのアクセス権を請負者に付与する。

7. 成果物の提出

請負者は業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務完了報告書 1 部
- (2) 更新した操作マニュアル等を収録した光学記憶媒体（DVD-R など） 1 式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8. 業務実施体制及び資格

請負者は、以下に掲げる条件を満たし、本業務履行可能な体制を整えること。

- (1) ITサービスの運用及び保守の経験を10年以上有している作業責任者を選任すること。
- (2) 本システムと同規模以上のクラウドサービスを利用したシステムの移行及び運用経験を有すること。
- (3) 業務遂行において、日本語で円滑なコミュニケーションが図れること。
- (4) クラウド環境での運用保守経験を有すること。
- (5) プロジェクトマネージャー試験合格者、PMI(Project Management Institute)のPMP(Project Management Professional)の認定者、またはそれに相当する能力を有すること。
- (6) 業務従事者は以下のAWS認定資格のいずれかに合格していること。
 - ・ AWS Certified Solutions Architect – Associate
 - ・ AWS Certified Developer – Associate
 - ・ AWS Certified Solutions Architect – Professional
 - ・ AWS Certified DevOps Engineer – Professional
- (7) 過去3年以内に、クラウドサービスを用いたシステムの構築及び保守の実績を1件以上有すること。
- (8) 過去3年以内に、日本国内の官公庁、独立行政法人、自治体等で類似業務の構築・移行・運用保守実績を1件以上有すること。
- (9) 過去3年以内に、「Citrix」及び「Active Directory (AD)」を利用したシステム構

築・移行・運用保守経験を1件以上有すること。

9. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を

課して契約すること。

- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。
また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）

- ・ 請負者の資本関係
- ・ 請負者の役員等の情報
- ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
- ・ 請負業務の実施場所

1 1. 検 査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

1 2. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

1 3. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。